

ガイアナの入国規制措置（11月1日更新）

11月1日、ガイアナ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、12歳以上の全ての渡航者は、新型コロナウイルスワクチンを完全接種していることが必要となります。

1 ガイアナへの渡航者は、渡航前に新型コロナウイルスワクチン完全接種証明及び渡航72時間前以内に実施された抗原検査の陰性結果、あるいは、渡航72時間前以内に実施されたPCR検査陰性書を取得している必要がある。

2 12歳以上の全ての渡航者は、到着前に新型コロナウイルスワクチンを完全接種している必要があり、渡航者は、氏名、ワクチン名、接種日等が記載された予防接種カードを提示する必要がある。ワクチン完全接種とは、以下の認可済み2回接種ワクチンまたは1回接種ワクチン、あるいは17日間隔で接種される認可ワクチンの任意の組み合わせの最終接種から2週間経過していることが条件となる。また、14日から3か月前に、新型コロナウイルス検査で陽性となった者も、完全接種者に含まれ、その場合、認定された医師から、陽性反応結果及び同症状から回復している旨の許可証明書が必要となる。

※主な認可ワクチン：アストラゼネカ、スプートニクV、シノファーム、シノバック、ファイザー、モデルナ、ジョンソン&ジョンソン、コバクシン、アブダラ、ソベラナ1及び2、マムビサ

ワクチン接種の免除は、医療上の理由でワクチン接種を受けないことを勧められている渡航者には、免許を持った医師からの免除文書を提示することにより適用される。

3 2歳未満の子どもは、抗原検査あるいはPCR検査を必要としない。全ての渡航者には、港湾保健当局者により体温検査が課され、体温37.5以上、新型コロナウイルス関連症状等が見られる渡航者は、港湾保健当局によりさらなる検査が行われる。抗原検査あるいはPCR検査実施時間が、72時間を越える場合には、到着時に空港の検査施設にて、再度抗原検査あるいはPCR検査が課される（費用自己負担）。

4 到着72時間前以内に実施された同検査書を所持し、無症候性で新型コロナウイルスワクチンを完全接種した渡航者は、入国管理局及び税関から許可を得た後、空港を離れることが出来る。

5 いずれの場合も、到着時に検査を行う場合は、以下が適用される。

- (1) 全ての者は、港湾保健局が確認できる有効な現地の電話番号を伝える必要があり、検査結果を受け取るまで検疫を受けなければならない。
- (2) 検査結果が陽性の者は、保健省の隔離措置に従う必要がある。
- (3) 保健省は、提示された書類や、指定されたリスクカテゴリーに関連するその他の要件、義務、条件にかかわらず、いかなる者に対しても検査を要求する権利を有する。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。